

## 【6月補正(その2)】旅行事業者緊急支援観光促進事業

## 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた旅行事業者への支援を目的に、本市の観光資源の活用や市内への宿泊促進につながる着地型旅行商品造成や、当該商品の販売に対して支援を行い、新たな旅行需要喚起を図り、事業継続へと繋げるもの。

支援制度	①旅行商品の造成への支援	②旅行商品の販売への支援
主な要件	市内の交通、観光施設・体験等の観光事業者提供サービスを含む着地型旅行商品※	①で造成した商品の市内宿泊を伴う旅行者に対する販売
助成対象	旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者のうち、熊本市に営業所を置く者	同左
助成率	1/2	商品の販売1件につき1,000円
補助上限	50万円/1商品 (1事業者3商品まで)	100万円
対象経費	観光施設等の下見、観光事業者との交渉、モニターツアー、ガイド育成等の経費	-

※着地型旅行商品：旅行者を受け入れる地域が主体となって作られる旅行商品

## 2 予算内訳

## ①旅行商品の造成への支援【予算額:75,000千円】

@500千円/1商品造成(1,000千円未満の補助額は1/2)×3商品/事業者×50事業者

## ②旅行商品の販売への支援【予算額:50,000千円】

@1,000円/販売数×1,000件(1,000千円上限/事業者)×50事業者

## ③事務費【予算額:5,000千円】

## 3 スケジュール(案)

6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
			準備			←			※8月以降、5か月程度の実施			→																	
			準備			←			旅行商品造成の支援			→																	
			準備			←			旅行商品販売の支援			→																	
						←			※造成後、随時販売開始。最大で6か月程度の実施			→																	